

平成十二年十二月十二日受領
答 弁 第 二 二 八 号

内閣衆質一五〇第二八号

平成十二年十二月十二日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出日英首脳会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出日英首脳会談に関する質問に対する答弁書

一の1及び3について

平成十二年十月二十日に行われた日英首脳会談（以下「日英首脳会談」という。）において森内閣総理大臣がブレア首相に伝えた内容の中には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項にいう秘密（以下「秘密」という。）又は官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）第四条第一項にいう機密（以下「機密」という。）に該当する事柄が存在する。

一の2及び4、二並びに三について

日英首脳会談において森内閣総理大臣がブレア首相に伝えた内容の中には、周知の事柄及びそうでないもの並びに秘密又は機密である事柄及びそうでないもの（過去の一時期において秘密又は機密に該当していたものを含む。）が存在するが、日英首脳会談におけるやり取りの具体的な内容について網羅的に答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「記者説明資料や議事録」が具体的に何を指すのか定かではないが、仮に平成九年の与党三党

訪朝団が行った日朝の政党間のやり取りにかかわるものであれば、政府として、その内容についてお答えする立場にはないと考える。